第三節　導管の接続に係る努力義務等

（導管の接続その他のガスの使用者の利益を増進し、及びガス事業の健全な発達を図るための措置）

第百三十二条　法第八十五条第一項の経済産業省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　他のガス導管事業者が維持し、及び運用する導管との接続

二　前号の導管の接続の検討に関連する情報の提供又は公表

三　前二号に掲げるもののほか、他のガス導管事業者との間の導管の接続を円滑に行うための措置

（協議の開始又は再開の命令）

第百三十三条　法第八十五条第三項の規定による協議の開始又は再開の申立てをしようとする者は、様式第六十七の協議開始（再開）命令申立書に申立てに至った経緯に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の申立書を受け付けたときは、協議を求められたガス導管事業者に対し、遅滞なく当該申立書の写しを送付するものとする。

3　前項のガス導管事業者は、第一項の申立書について意見があるときは、経済産業大臣に意見書を提出することができる。

（裁定）

第百三十四条　法第八十五条第四項の裁定を申請しようとする者は、様式第六十八の裁定申請書に協議の経緯に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項中「協議を求められた」とあるのは、「協議の相手方たる」と読み替えるものとする。

第四章　ガス製造事業

第一節　事業の届出

（ガス製造事業の届出）

第百三十五条　法第八十六条第一項の規定によるガス製造事業の届出をしようとする者は、様式第六十九のガス製造事業届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第八十六条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　その行うガス製造事業以外の事業の概要

3　法第八十六条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　ガス製造事業の用に供するガス工作物の概要を記載した書面

二　届出者が連名で届け出た場合にあつては、届出者間の関係を記載した書類

三　主たる技術者の履歴書

四　届出者が法人である場合にあつては、当該届出者の定款及び登記事項証明書

五　届出者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

六　届出者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者がガス製造事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

4　法第八十六条第三項の規定によるガス製造事業の届出に係る事項の変更の届出をしようとする者は、様式第七十のガス製造事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（ガス製造事業者の地位の承継の届出）

第百三十六条　法第八十七条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第七十一のガス製造事業承継届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（ガス製造事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第百三十七条　法第八十八条第一項の規定によるガス製造事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第七十二のガス製造事業休止（廃止）届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2　法第八十八条第二項の規定による解散の届出をしようとする者は、様式第七十三の解散届出書を、経済産業大臣に提出するものとする。

第二節　業務

（ガス受託製造約款において定めるべき事項）

第百三十八条　法第八十九条第一項のガス受託製造約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　適用範囲

二　料金の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

三　液化ガス貯蔵設備等その他の設備に関する費用の負担に関する事項

四　前二号に掲げるもののほか、ガス受託製造の役務の提供を受ける者が負担すべきものがある場合にあつては、その内容

五　ガス製造量の計測方法及び料金その他のガス受託製造の役務の提供を受ける者が負担すべきものの徴収の方法

六　原料とし得る液化ガスの熱量等の範囲、組成その他の液化ガスの受入条件に関する事項

七　液化ガス貯蔵設備等その他の設備に関するガス製造事業者及びガス受託製造の役務の提供を受ける者の保安上の責任に関する事項

八　ガス受託製造の制限又は停止並びに解除に関する事項

九　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、ガス受託製造に係る条件又はガス製造事業者及びガス受託製造の役務の提供を受ける者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

十一　有効期間を定める場合にあつては、その期間

十二　実施期日

（ガス受託製造約款の届出等）

第百三十九条　法第八十九条第一項の規定によるガス受託製造約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第七十四のガス受託製造約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

二　ガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　法第八十九条第一項の規定によるガス受託製造約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第七十五のガス受託製造約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前のガス受託製造約款

三　前条第二号の事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

四　前条第三号及び第四号の事項を変更しようとする場合にあつては、ガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

3　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項又は前項の者に対し、前条第二号から第四号までの事項について必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（ガス受託製造約款以外の条件の承認の申請）

第百四十条　法第八十九条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第七十六のガス受託製造特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　ガス受託製造約款以外の条件によるガス受託製造を必要とする理由を記載した書類

二　料金その他のガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書